（別紙）

共同企業体（以下「JV」とする）で参加する場合の要件について

1. JV 結成要件

① 構成員の数	5社以内とします。
② 代表企業の選定	JV の統括および業務履行に責任を持つ「代表企業」を 1 社定めてください。
③ 参加資格	構成員全員が、地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないことを条件とします。
④ 重複参加の禁止	JV の構成員は、本プロポーザルにおいて単独での参加、または他の JV の構成員として重複して参加することはできません。
⑤ 責任の所在	業務の履行に関し、構成員は発注者に対して連帯して責任を負うものとします（分担施工型であっても連帯責任となります）。

2. 追加で求める提出書類

参加表明書（一次審査書類）の提出時に、以下の書類を合わせて提出してください。

① 共同企業体結成届（様式は任意）

② 共同企業体協定書（写し）

※代表企業の権限、各構成員の出資比率（または分担割合）、業務分担、連帯責任に関する定めの記載があるもの。

③ 構成員全員分の資格要件確認書類及び業務実績書

※実施要領で求める「同種・類似業務の実績」については、JV 全体（または代表企業）で満たしている必要があります。

3. その他の留意事項

・契約および金銭の授受：本業務における契約締結、各種申請、委託料の請求および受領の一切の権限は、JV の代表企業が持つものとします。

・提案書の作成：提案書（二次審査書類）には、JV 全体としての実施体制図および構成員ごとの明確な業務分担表を必ず含めてください